

岡谷会ケアプランセンターつくし 指定居宅介護支援事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人 健生会が開設する岡谷会ケアプランセンターつくし指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、その心身の状況等に応じて適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条** 事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境に応じて、要介護者等の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- （2）事業者は、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立って、要介護者等に提供されるサービスが特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行えるように努める。
- （3）事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 岡谷会ケアプランセンターつくし
（2）所在地 奈良県奈良市西木辻町200番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、事業所の介護支援専門員等の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
管理者は主任介護支援専門員の資格を持つものとする。
管理者は必要な場合、管理業務補佐を配置する。
- （2）介護支援専門員
主任介護支援専門員 2人以上（うち1人は、管理者と兼務）
介護支援専門員 2人以上
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成等を担当する。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日を除く。
- （2）営業時間 午前9時から午後5時まで。
ただし、土曜日は午前9時から正午までとする。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容及び利用等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援の提供に係わる利用料（法定代理受領分）の額は、介護報酬告示上の額によるものとする。

（1）指定居宅介護支援の提供方法

要介護者等からの相談は、希望により事業所の事務所（相談室）、要介護者等の居宅、入院先の病院及び入所施設等へも直接訪問することを原則として受け付ける。

(2) 使用する課題分析票の種類

＊ 居宅サービス計画ガイドライン 等、適宜活用する

(3) サービス担当者会議の開催場所

要介護者等の居宅、岡谷会ケアプランセンターつくし相談室・会議室等

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度等

最低 1 ケ月に 1 回の訪問を実施する。また、各指定居宅サービス事業者の担当者からの情報集等に努める。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、奈良市春日中学校校区・飛鳥中学校校区とする。

(虐待防止に関する事項)

第 8 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延防止、業務継続計画（BCP）の策定等)

第 9 条 事業所は、感染症の予防及びまん延を防止し、また災害時などに業務を継続していくための計画を策定する。

- (1) 対策を検討し計画を見直す委員会を設置
- (2) 計画等を従業員に周知徹底
- (3) 研修・訓練の実施

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第 10 条 事業所は「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止する必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を設ける。

- (2) 事業者は、利用者に対し適切な居宅介護支援を提供し、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を確保する。
- (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 利用者の個人情報を用いる場合には利用者および利用者の家族等の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- (5) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (6) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人 健生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。